

お知らせ 市民税・県民税、所得税の申告のお知らせ

☎ 市民税課市民税第1係(内線2685)

申告期間 2月12日(金)～3月15日(月) ※今年度の申告相談会場は、3密を避けるため完全予約制

会場	2月											3月										
	12日(金)	15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	22日(月)	24日(水)	25日(木)	26日(金)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	15日(月)	
久喜市役所4階会議室	○	○				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○
ふれあいセンター久喜3階会議室			○	○																		
菅蒲総合支所4階第1集会室						○	○	○	○													
栗橋総合支所2階会議室																	○	○	○	○	○	
鷲宮総合支所4階会議室											○	○	○	○	○							

午前の部							午後の部						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
8時45分	9時15分	9時45分	10時15分	10時45分	11時15分	13時	13時30分	14時	14時30分	15時	15時30分	16時	16時30分

予約コールセンター

申告相談会場での3密を避けるため、完全予約制となります。上記から希望する日程・時間帯を選び、予約をしてください。

■受付期間 2月1日(月)～3月12日(金) 9時～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

■電話番号 ☎0480-47-0210(専用直通電話番号) ※市民税課では予約できません。

■予約締切 申告相談希望日の前日(例:2月22日(月)の予約は2月19日(金)まで)

※各時間帯で受け付けできる予約人数に限りがございます。

※1つの時間帯で家族分もまとめて受け付けできます。

※聴覚に障がいのある方で、電話による予約が困難な場合は、ご希望の日時に直接申告相談会場にご来場ください。

受付で障害者手帳を確認させていただき、申告の受け付けをします。

申告期間中、市民税課の窓口では作成済みの申告書の提出のみ受け付けます。また、各総合支所市民係(総合窓口)では、作成済みの申告書の市民税課への取次ぎのみ行います。申告の相談は申告相談会場で行ってください。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、市内に住所がある方のうち、令和2年中(令和2年1月1日～12月31日)に所得があり、次のいずれかに該当する方。原則として、所得税の確定申告をする方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

■給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方

■給与所得、公的年金等に係る雑所得以外に所得があった方

■源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除や寄附金税額控除等)を受ける方

※市民税・県民税の申告内容は、所得証明書、課税(非課税)証明書、国民健康保険税や介護保険料等の基礎資料となるため、収入のない方も市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

※申告内容により確定申告が必要な場合があります。(給与所得者でそれ以外の所得の合計額が20万円を超える場合や、公的年金等受給者で公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が20万円を超える場合など)

市民税・県民税の申告に必要なもの

- 令和3年度 市民税・県民税申告書  
※令和2年度分の申告書を提出された方に、1月末ごろ郵送します。税務署からの依頼により、確定申告不要制度に該当する方にも郵送する場合があります。
- 印鑑
- マイナンバーカード(お持ちでない方は①番号確認書類と②本人確認書類をそれぞれ1つずつ)  
①通知カード/マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書  
②運転免許証/パスポート/障害者手帳/在留カード/公的医療保険の被保険者証 等
- 収入を証明する資料(給与や公的年金等の源泉徴収票、支払調書、個人年金や満期保険金の支払明細書等)  
※営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は、それぞれの所得の収入金額と必要経費を事前に集計。
- 控除を証明する資料(源泉徴収票に記載のないもの)  
・国民健康保険税、国民年金等の控除証明書または領収書  
・生命保険料、地震保険料等の控除証明書  
・学生証、障害者手帳 ・寄附金の受領証等  
・医療費控除の明細書(医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに合計)またはセルフメディケーション税制の明細書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類